常滑市建設工事関係入札者心得書

昭和40年９月　　市長通達
平成２年４月１日　一部改正
平成８年４月１日　一部改正
平成14年１月１日　一部改正
平成14年１月１日　一部改正
平成14年11月１日　一部改正
平成20年４月１日　一部改正
平成26年10月１日　一部改正
平成27年４月１日　一部改正
令和６年６月１日　一部改正

（趣　旨）

第１条　この心得は、工事又は製造の請負、設計、測量等の委託、物件の買入れその他の契約の締結について、常滑市（以下「市」という。）が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

（指名の取消し等）

第２条　入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項各号のいずれかに該当する者となった場合は、直ちに届け出なければならない。

２　入札参加者が前項各号のいずれかに該当する者となった場合は、特別の理由がある場合のほか、その者に対して行った指名、若しくは入札参加資格確認を取消し、又は入札に参加させない。

第３条　入札参加者が次の各号のいずれかに該当する者となった場合は、その者に対して行った指名、若しくは入札参加資格確認を取消し、又は入札に参加させないことがある。これに該当する者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用した場合も同様とする。

（１）　契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者

（２）　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

（３）　落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（４）　地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

（５）　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

（６）　契約により契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

（７）　前各号のいずれかに該当する事実があったと認められるときから３年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使

用した者

２　前項各号のいずれかに該当する者について、当該事実があったと認められるときから３年間、その者を入札に参加させないことがある。これに該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用した場合も同様とする。

第４条　入札参加者の経営、資産、信用状況の変動により、契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したとき、又は契約の相手方として不適当と認められる事態が発生したときは、その者に対して行った指名、若しくは入札参加資格確認を取消し、又は入札に参加させないことがある。

（入札保証金）

第５条　入札参加者は、その見積金額（単価による入札にあっては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の 100 分の５以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を要しない。

（１）　入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

（２）　指名競争入札にあっては指名競争入札通知書（以下「指名通知書」という。）、一般競争入札にあっては入札公告等において、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

（入札保証金の納付に代わる担保）

第６条　前条の規定による入札保証金の納付は、次の表に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、担保の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に定めるところによる。

担　保　の　種　類	担　保　の　価　値
国債及び地方債	額面金額
政府の保証のある債権	額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の 10 分の８に相当する金額
市長が確実と認める社債	
銀行その他市長が確実と認める金融機関（以下本条において「銀行等」という。）に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
銀行等が振り出し、又は支払保証をした小切手	券面金額
銀行等の保証	保証する金額

（入札保証保険証券の提出）

第７条　入札参加者は、市を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

（入札保証金等の納付方法）

第８条　入札保証金は、市の発行する納付書により納入しなければならない。

２　出納員は、入札保証金の納付があったときには、納付証明書を当該納入者に交付する。

３　前２項の規定は、入札保証金の納付に代えて有価証券を担保として提供する場合について準用する。

（入札の基本的事項）

第９条　入札参加者は、市から指示された設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）その他契約締結に必要な条件を検討のうえ、入札しなければならない。

２　設計図書に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が設計図書の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

３　第１項の入札は、総価により行なわなければならない。ただし、指名通知書又は入札公告等において単価によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。

（公正な入札の確保）

第９条の２　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行なってはならない。

２　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

（入　札）

第10条　入札参加者は、別記様式１による入札書に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、あらかじめ指名通知書又は入札公告等により示した日時及び場所において、市職員の指示により提出しなければならない。

２　前項の入札は、代理人をして行わせることができる。この場合においては、当該代理人をして入札前に委任状を提出させなければならない。ただし、あらかじめ期間を定めて委任状を提出してある場合は、この限りではない。

３　郵便による入札は認めない。

（入札の辞退）

第10条の２　指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

２　指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

（１）　入札執行前にあっては、別記様式２による入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

（２）　入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

３　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（入札の不参加）

第 10 条の３　入札参加資格確認通知書等により入札に参加することを認められた者は、入

札執行の完了に至るまでは、いつでも入札に参加しないことができる。

（入札書の書換等の禁止）

第11条　入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の取りやめ等）

第12条　指名競争入札の場合において、辞退等により入札参加者が１者となったときは、入札の執行を取りやめる。ただし、入札参加者がその事実を察知できない入札方式の場合は除く。

２　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめる場合がある。また、この場合において入札執行後であっても、入札を無効にすることがある。

３　開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（開　札）

第13条　開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに入札者を立ち会わせて行う。

２　前項の場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせて行う。

（入札の無効）

第14条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（１）　入札参加者の資格を有しない者のした入札

（２）　所定の日時までに所定の入札保証金を納付又は入札保証金の納付に代わる担保を提供しない者のした入札

（３）　所定の日時までに所定の場所に到達しない入札

（４）　入札に際して連合等による不正行為があった入札

（５）　同一事項の入札に対し２以上の意思表示をした入札

（６）　他人の代理を兼ね又は２以上の代理をした者の入札

（７）　委任状を持参しない代理人のした入札（入札参加者の記名及び押印のある入札書を提出する使者は除く。）

（８）　記名及び押印のない入札

（９）　入札書の記載事項が確認できない入札

(10)　入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札

(11)　予定価格を事前公表した場合にあっては、予定価格の制限の範囲を超える入札又は工事費内訳書等の提出を指示された場合における工事費内訳書等の提出のない入札若しくは工事費内訳書等の合計金額と入札書の金額が異なる入札をした者の入札

(12)　その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

（落札者）

第15条　予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者（総合評価落札方式においては評価値の最も高い者）を落札者とする。ただし、工事又は製造その他の請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき又はそ

の者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札し、かつ、低入札価格調査における失格判断基準に該当しない入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。また、最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格未満でない、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

２　落札者となるべき者の入札価格が契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについての調査を行うための低入札価格調査基準価格に満たない場合において、当該入札者は、契約担当者が行う調査に協力しなければならない。

（再度入札）

第16条　開札をした場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに又は日時を定めて、再度の入札を行なうことができる。

２　第14条第１号から第７号までに該当する入札をした者は、再度入札に参加することはできない。

３　再度入札は３回以内とする。ただし、予定価格を事前公表した場合にあっては、再度入札は行わないものとする。

（再度入札の入札保証金）

第17条　前条の規定により再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

（くじによる落札者の決定）

第18条　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

２　前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者又は当該入札に立ち会わずくじを引くことができない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない市職員がくじを引くものとする。

（入札結果の通知）

第19条　開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名、（法人の場合は、その名称）及び金額を、落札者がないときにはその旨を、開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときには、その者に落札者となった旨を通知する。

（契約書等の作成）

第20条　落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して７日以内に、契約書（契約書の作成を省略する場合にあっては、請書）を作成し、記名押印のうえ、設計図書を添えて提出しなければならない。

２　落札者が前項の期間内に契約書（契約書の作成を省略する場合にあっては、請書）等を提出しないときは、落札はその効力を失うことがある。

（契約書等の作成の省略）

第21条　契約書の作成を省略する場合は、あらかじめ指名通知書又は入札公告等において指示する。

（契約の確定）

第22条　契約書を作成する契約にあっては、当該契約は、契約担当者が落札者とともに契約書に記名押印したとき、請書による場合にあっては、落札者が請書に記名押印したときに確定する。

２　契約を締結するまでの間に、落札者が常滑市指名停止取扱要綱の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合、又は「常滑市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に掲げる排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがある。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

（入札保証金等の返還）

第23条　入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下本条において同じ。）は、入札終了後直ちにこれを還付する。ただし、落札者に対しては、契約を締結したときに還付する。

２　入札保証金の還付を受ける場合においては、領収証書等を出納員に提出するものとする。

３　第１項ただし書の規定にかかわらず、落札者から申出があったときは、当該入札保証金を契約保証金に充当することができる。

（入札保証金に対する利息）

第24条　入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払を請求することができない。

（入札保証金の没収）

第25条　入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）は、市に帰属する。

（違約金の納付）

第26条　入札保証金の納付の免除を受けた者が落札者となった場合において、当該落札者の責めに帰す理由により契約を締結できないときは、当該落札者は、違約金として当該入札価格の 100 分の５の額を市の発行する納付書により納入しなければならない。ただし、第５条第１号の規定に該当する場合は、この限りでない。

（議会の議決を経なければならない契約）

第27条　工事又は製造の請負で、常滑市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年常滑市条例第23号）の定めるところにより議会の議決に付すべきものについては、常滑市議会の議決を経たうえ、契約を確定する。ただし、地方公営企業法の適用を受ける事業の発注に係るものは除く。

２　議会の議決を得るまでの間に、請負者が常滑市指名停止取扱要綱の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合、又は「常滑市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に掲げる排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、仮契約を解除し、本契約を締結しないことがある。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

（電子入札）

第28条　あいち電子調達共同システム（ＣＡＬＳ／ＥＣ）又はあいち電子調達共同システム（物品等）を利用した入札を行う場合の取扱いは、常滑市電子入札実施要綱又は常滑市物品等電子調達実施要綱の規定を優先するものとする。

別記様式１（第10条関係）

１　入札書

入　札　書

年　月　日

常　滑　市　長　殿

入札者　住　所

氏　名　　㊞

（名 称 及 び
代表者氏名）

常滑市建設工事関係入札者心得書承諾の上、下記のとおり入札します。

記

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

ただし、下記工事の請負金（下記委託の受託料）

１　件　　名

２　路線等の名称

３　履 行 場 所

（注）１　用紙の大きさは日本工業規格Ａ４とする。
２　路線等の名称は必要がないときは記入しないこと。
３　訂正又は抹消した箇所には押印すること。ただし金額の訂正は不可。
４　金額の数字はアラビア数字を用い、頭に「金」を記入すること。
５　物件の買入契約にあっては、様式中「下記工事の請負金」を「下記物件の供給代金」に、「路線等の名称」を「規格・品質」にそれぞれ改めて使用すること。

２　封筒

（表）

常　滑　市　長　殿

件　　名

路線等の名称

履　行　場　所

入　札　書　在　中

（注）物件の買入契約にあっては、「路線等の名称」を「規格・品質」に改めて使用すること。

（裏）

入札者　住　　所

氏　　名

（名称及び代表者氏名）

別記様式２（第10条の２関係）

１　入札辞退届

入　札　辞　退　届

年　　月　　日

常　滑　市　長　殿

入札者　住　　所
氏　　名
（名 称 及 び
代表者氏名）

下記について指名を受けましたが、入札を辞退します。

記

１　件　　名	
２　路線等の名称	
３　履 行 場 所	
４　辞 退 理 由	

（注）１　用紙の大きさは日本工業規格Ａ４とする。
２　路線等の名称は必要がないときは記入しないこと。
３　物件の買入契約にあっては、様式中「路線等の名称」を「規格・品質」に改めて使用すること。
４　押印を省略する場合のみ、「担当者の氏名」及び「連絡先（電話番号）」を必ず記載すること。

参考様式

１　見積書

見　積　書

年　月　日

常　滑　市　長　殿

見積者　住　所
氏　名
（名 称 及 び
代表者氏名）

常滑市建設工事関係入札者心得書承諾の上、下記のとおり見積します。

記

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

ただし、下記工事の請負金（下記委託の受託料）

１　件　名

２　路線等の名称

３　履 行 場 所

（注）１　用紙の大きさは日本工業規格Ａ４とする。
２　路線等の名称は必要がないときは記入しないこと。
３　金額の数字はアラビア数字を用い、頭に「金」を記入すること。
４　物件の買入契約にあっては、様式中「下記工事の請負金」を「下記物件の供給代金」に、「路線等の名称」を「規格・品質」にそれぞれ改めて使用すること。
５　押印を省略する場合のみ、「担当者の氏名」及び「連絡先（電話番号）」を必ず記載すること。

２　封筒

（表）

常　滑　市　長　殿

件　　名

路線等の名称

履　行　場　所

見　積　書　在　中

（注）物件の買入契約にあっては、「路線等の名称」を「規格・品質」に改めて使用すること。

（裏）

見積者　住　　所

氏　　名

（名称及び代表者氏名）